

◆都市公園と都市計画公園について

1 都市公園とは

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に定義されており、その内容を要約すると以下のとおりであり、公園施設（同法第 2 条第 2 項各号に規定）を含む。

- 1 地方公共団体が都市計画施設（都市計画に基づき定められた施設）として設置する公園又は緑地
- 2 地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地
- 3 国が一の都道府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地
- 4 国が国家的な記念事業として、又は我が固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため、閣議の決定を経て設置する都市公園施設である公園又は緑地

2 都市計画区域とは

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条に、「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」と定義されており、都道府県が指定する。都市計画区域ごとに都市計画が定められる。都市計画区域は行政区域とは関係なく指定する事もできるが、本市は「武蔵野市都市計画区域」として、行政区域全域が指定されている。

3 都市計画施設とは

都市計画決定された都市施設のことで、都市計画法では、広域的・根幹的な都市計画については都道府県が、身近な都市計画は区市町村が決定することといている。区市町村が都市計画を決定する場合は、原則として知事への協議の後、区市町村都市計画審議会の議を経て決定するものとされている。

4 都市施設とは

都市計画法第 11 条にて、「都市計画区域については、都市計画に次に掲げる施設を定めることができる」とされており、同条第 1 項各号に都市施設が列挙されている。同項第二号に「公園、緑地、墓園その他の公共空地」が規定されている。

また、同条第 2 項で、「都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。」と規定されている。

5 都市計画公園とは

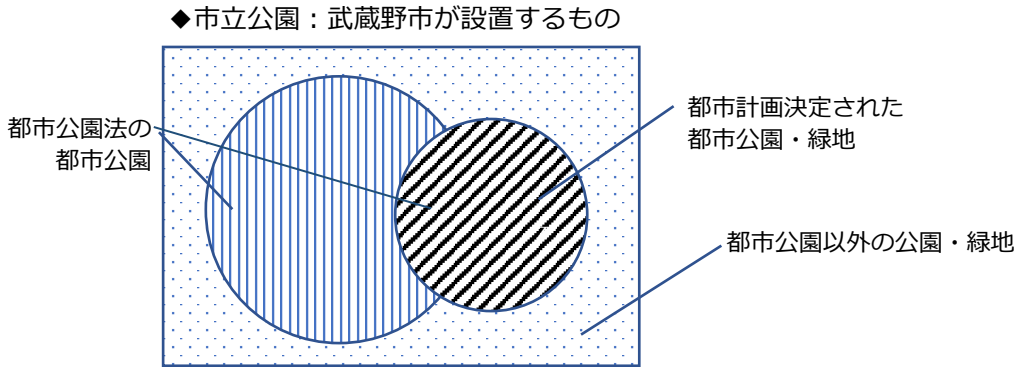
都市計画決定された都市施設である公園・緑地のこと。都市計画の決定手続きにおいては、都市計画の案を作成する場合に、必要があると認めるときは、公聴会、説明会の開催等住民の意見を反映させるた

めに必要な措置を講ずるものとされている。都市計画の案を作成した場合には、案を公告・縦覧しなければならず、住民等は縦覧された都市計画案について意見書を提出することができる。

6 本市の市立公園の定義・概略

武蔵野市立公園条例（昭和 58 年 3 月 29 日条例第 10 号）第 2 条で、市立公園を「都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園で武蔵野市が設置するもの及び同項に規定する都市公園以外の公園又は緑地で市が設置するものをいう。」と定義している。

また、同条例第 3 条第 1 項で、「市長は、市立公園の設置に際しては、その名称、位置及び区域並びに使用開始の期日を定め、告示する。」と規定しており、第 2 項で変更、廃止に際しても同様の手続きを定めている。



≪参考：市立公園と都市計画公園の手続きの違い≫

市立公園：名称、位置及び区域並びに共用開始の期日を定め、告示する。

* 武蔵野市立公園条例施行規則（昭和 58 年 5 月 24 日規則第 17 号）第 3 条別表に明示

都市計画公園（市が定める場合の都市計画決定の手続き）：下図のとおり

